

IFRSを任意適用した場合の適時開示、上場廃止・指定替え基準の取扱いについて

当取引所では、今般の規則改正に伴い、下記のとおり、IFRSを任意適用した場合の適時開示上の対応について取りまとめました。上場会社各位におかれましては、本通知の内容を踏まえ、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、IFRSを任意適用した場合の通期決算短信作成にあたっての留意事項については、別添2をご参照ください。

記

1. 適時開示に係る軽微基準について

適時開示の要否の判断基準として設けられている軽微基準のうち、日本基準を適用している場合、損益計算書項目に関しては、売上高、経常利益及び当期純利益が用いられますが、IFRSを任意適用している場合、①IFRSでは日本基準における経常利益に相当する科目が存在しないこと、及び、②包括利益計算書の本表において開示される「当期利益」は非支配持分が控除されていないことから、経常利益は軽微基準として用いないこととし、売上高と非支配持分控除後の「親会社の所有者に帰属する当期利益」を軽微基準として用いることとしました。

【適時開示等規則取扱い1(1)、(2)関係】

2. 債務超過に係る上場廃止基準・指定替え基準について

今般の規則改正において、IFRS任意適用会社に対する債務超過に関する上場廃止又は指定替えに係る規定については、IFRSに基づく資本合計額からIFRSと日本基準の差異による影響額のうち、当取引所が必要と認めるものを除外した額に基づき、債務超過への該当の有無を判断することとしました。

【指定替え基準取扱い1(4)a、株券上場廃止基準取扱い1(4)a関係】

これは、IFRSを任意適用した場合において、IFRSと日本基準の差異により一時的に債務超過の状態となった会社にも、債務超過に関する上場廃止又は指定替えに係る規定を適用することは、制度の目的や結果の重大性を考慮すると著しく不合理であると考えられるため、当該取扱いを設けるものです。

なお、ここで言う「IFRSと日本基準の差異による影響額のうち、当取引所が必要と認めるもの」の内容については、今後のIFRSの改正の状況や、IFRSを任意適用する会社のIFRSと日本基準の差異の発生状況を勘案して適宜決定していくこととします。

3. 不適当な合併等に係る形式基準について

「不適当な合併等」に関する上場廃止審査における実質的存続性の判定に係る軽微基準について、日本基準を適用している場合、利益に関しては経常利益が用いられますが、上場会社又は非上場会社がIFRSを任意適用している場合、IFRSでは日本基準における経常利益に相当する科目が存在しないため、IFRSを任意適用している会社については経常利益に代えて非支配

(平成22年名証自規G第14号 別添1)

持分控除後の「親会社の所有者に帰属する当期利益」を基準として用いることとしました。(上場会社又は非上場会社の一方のみが I F R S を任意適用している場合は、日本基準を適用している会社については経常利益を用い、 I F R S を任意適用している会社については経常利益に代えて非支配持分控除後の「親会社の所有者に帰属する当期利益」を基準として用いることとなります。)

【株券上場廃止基準取扱い 1(8)b 関係】

以 上